様式第三中燃料費の項目の次に次のように加える。

使用済燃料再処理等拠出金発電費																							

様式第四中燃料費の項目の次に次のように加える。

使用済燃料再処理等拠出金発電費																							

様式第五中燃料費の項目の次に次のように加える。

使用済燃料再処理等拠出金発電費																							

様式第九特別変動額総括表中燃料費の項目の次に次のように加える。

使用済燃料再処理等拠出金発電費																							

様式第十中燃料費の項目の次に次のように加える。

使用済燃料再処理等拠出金発電費																							

別表第一の第一表中燃料費の期間原価等項目の次に次のように加える。

使用済燃料再処理等拠出金発電費	使用済燃料再処理等拠出金発電費

別表第一の第一表中

「

使用済燃料再処理等既発電費	再処理等費引当	
	再処理等引当金取崩し（貸方）	

」を

「

使用済燃料再処理等既発電費	使用済燃料再処理等既発電費	
	再処理等費引当	
	再処理等引当金取崩し（貸方）	

」に

改め、同表中賃借料の期間原価等項目の借地借家料の内訳及び明細項目の備考欄中「（「再処理等費」に整理されるものを除く。以下この「賃借料」において同じ。）」を削り、同表中損害保険料の期間原価等項目の法定保険料の内訳及び明細項目の備考欄中「（「再処理等費」に整理されるものを除く。）」を削り、同表中諸費の期間原価等項目の通信運搬費の内訳及び明細項目の備考欄中「、「再処理等費」」を削る。

別表第一の第二表中建設中の資産の項目の次に次のように加える。

使用済燃料再処理関連加工仮勘定	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	

（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第四条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一3．中「他社販売電力料」、「他社使用済燃料再処理等準備料　特定需要・一般需要外部門」、「使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門」及び「他社使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門」を削り、「使用済燃料再処理等拠出金費」を「使用済燃料再処理等拠出金費」に改める。

別表第一3．中「他社販売電力料」、「他社使用済燃料再処理等準備料　特定需要・一般需要外部門」、「使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門」及び「他社使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門」を削り、「使用済燃料再処理等拠出金費」に改める。

別表第一3．中「他社販売電力料」、「他社使用済燃料再処理等準備料　特定需要・一般需要外部門」、「使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門」及び「他社使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門」を削り、「使用済燃料再処理等拠出金費」に改める。

別表第一6．(1)中「整理されたネットワーク販売需要家費用」を「整理された非ネットワーク販売需要家費用」に改める。

（電気事業会計規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「使用済燃料再処理等費」を「使用済燃料再処理等拠出金費（ただし、使用済燃料再処理等既発電費を除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に、改正法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「旧法」という。）第三条第一項の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等積立金（同法附則第三条第二項の規定により使用済燃料再処理等積立金とみなされた金銭の額を含む。）及びこの省令による改正前の電気事業会計規則第三十五条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第九十二号）附則第二条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金を含む。）の残高がある対象発電事業者（新会計規則第二十六条に規定する対象発電事業者をいう。以下同じ。）は、施行日の属する事業年度において、当該使用済燃料再処理等積立金の残高及び当該使用済燃料再処理等引当金の残高を取り崩さなければならない。

第四条　施行日以後に終了する各事業年度において、改正法附則第六条第一項の規定により拠出金とみなされた金銭を支払った対象発電事業者は、当該支払った金銭の額に相当する金額を費用として計上しなければならない。

第五条　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者は、使用済燃料再処理等既発電費（旧法附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分（旧法附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）として回収することが見込まれる額（対象発電事業者が改正法附則第六条第一項の規定により各事業年度において支払った金銭に係る部分に限る。）を、費用として計上しなければならない。